

学 長 決 定  
平成 28 年 4 月 1 日

## 再試験について

各学部履修規程第 17 条に規定する再試験について、次のように定める。

### 1. 再試験対象学科及び科目

看護学科 学科専門科目（実習科目を除く必修科目に限る）

### 2. 再試験実施回数等

①再試験は 1 回限りとする。

②再試験を受験しようとする者は、所定の期日までに「再試験願」を提出しなければならない。

### 3. その他

再試験の実施に関し、必要な事項は当該学科が別途定めるものとする。